

第3期常滑市障がい福祉計画

第1章 計画の基本

1. 計画の位置付け

障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。平成21年3月に策定した「第2期常滑市障がい福祉計画」が平成24年3月で計画期間が満了となるために策定します。

2. 計画の期間

本計画は、平成26年度を目標とした計画で、今回の計画期間は、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの3年間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第3期常滑市障がい福祉計画					
			第4期常滑市障がい福祉計画		
第3次常滑市障がい者基本計画					

3. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスを保障

精神障がい者などに対する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援をいう。)の充実を図り、必要なサービスを保障できるよう努めます。

(2) 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、日中一時支援事業及び地域活動支援センターをいう。)を保障できるよう努めます。

(3)グループホーム等の充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所、入院から地域生活への移行を進めるよう努めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大できるよう努めます。

(5)相談支援体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実に努めます。

(6)地域生活支援事業の推進

地域の特性や障がい者等の状況・ニーズに応じた柔軟な事業形態による効率的・効果的な実施に努めます。

第2章 目標年次における障がい者推計

1. 障がい者手帳所持者数の推移

障がい種別及び障がい等級ごとの手帳所持者数の推移は次のとおりです。

(各年度4月1日現在、単位：人)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障がい者	18歳未満	22	24	27	27	26
	18歳以上	1,613	1,635	1,680	1,694	1,678
	合計	1,635	1,659	1,707	1,721	1,704
知的障がい者	18歳未満	66	67	78	77	92
	18歳以上	227	233	240	243	243
	合計	293	300	318	320	335
精神障がい者		155	166	197	208	231
合 計		2,083	2,125	2,222	2,249	2,270
(自立支援医療精神通院利用者数)		300	352	356	429	459

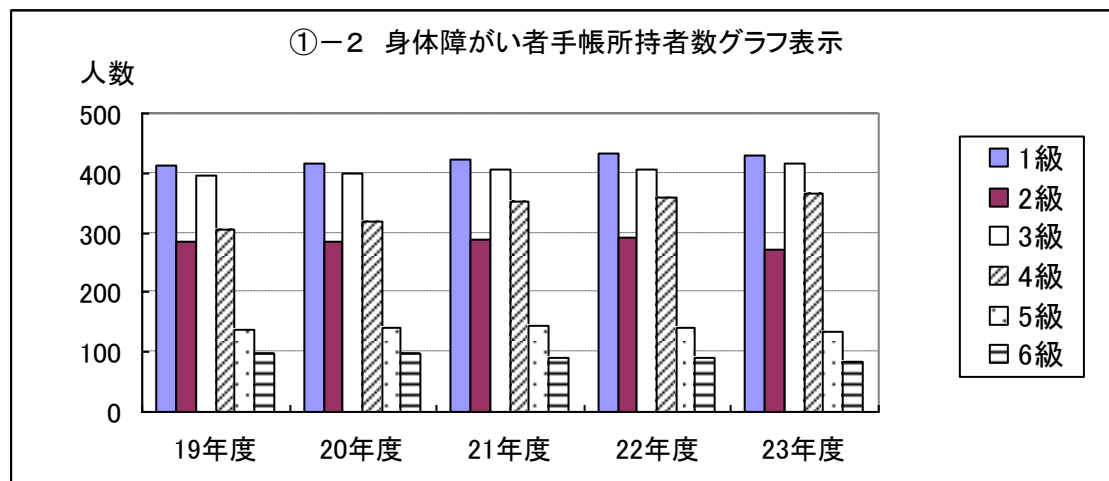
(1) 身体障がい者手帳所持者数の推移

①-1 身体障がい者手帳所持者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分	等級						18歳未満	18歳以上	合計	人口に占める割合(%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級				
19年度	414	286	397	305	137	96	22	1,613	1,635	3.09
20年度	417	285	399	320	142	96	24	1,635	1,659	3.08
21年度	424	289	407	351	144	92	27	1,694	1,707	3.10
22年度	432	291	406	359	142	91	27	1,694	1,721	3.10
23年度	430	272	416	366	135	85	26	1,678	1,704	3.05

①-2 身体障がい者手帳所持者数グラフ表示

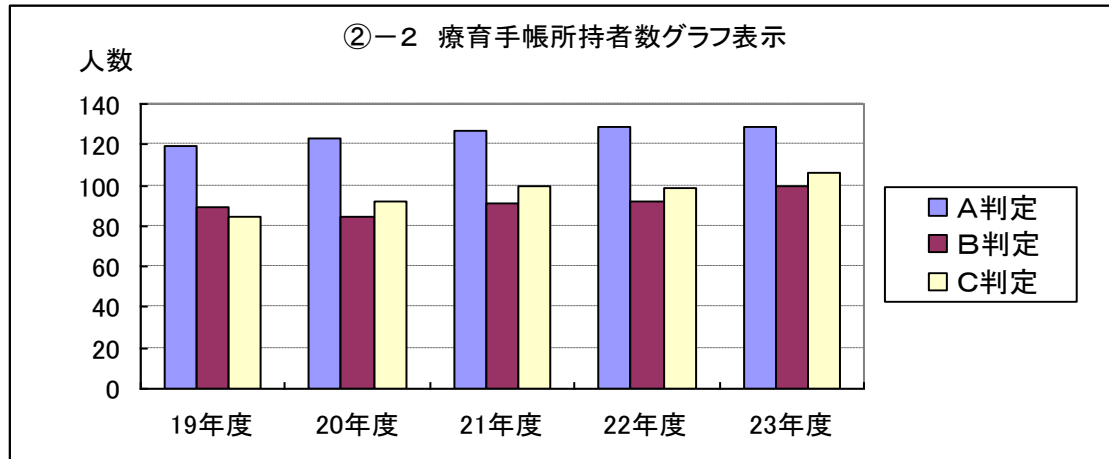


(2) 療育手帳所持者数の推移

②-1 療育手帳所持者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

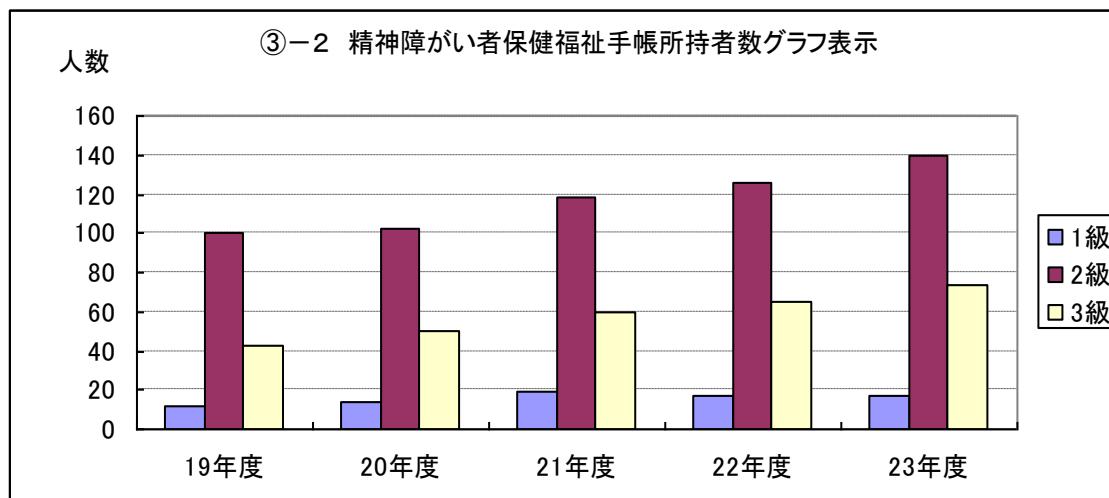
区分	等級別			18歳未満	18歳以上	合計	人口に占める割合(%)
	A判定	B判定	C判定				
19年度	119	89	85	66	227	293	0.55
20年度	123	85	92	67	233	300	0.56
21年度	127	91	100	78	240	318	0.58
22年度	129	92	99	77	243	320	0.58
23年度	129	100	106	92	243	335	0.60



(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

③-1 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年度4月1日現在、単位：人)

区分	1級	2級	3級	合計	人口に占める割合(%)
19年度	12	100	43	155	0.29
20年度	14	102	50	166	0.31
21年度	19	118	60	197	0.36
22年度	17	126	65	208	0.37
23年度	17	140	74	231	0.41



2. 計画目標年次の人口設定と障がい者推計

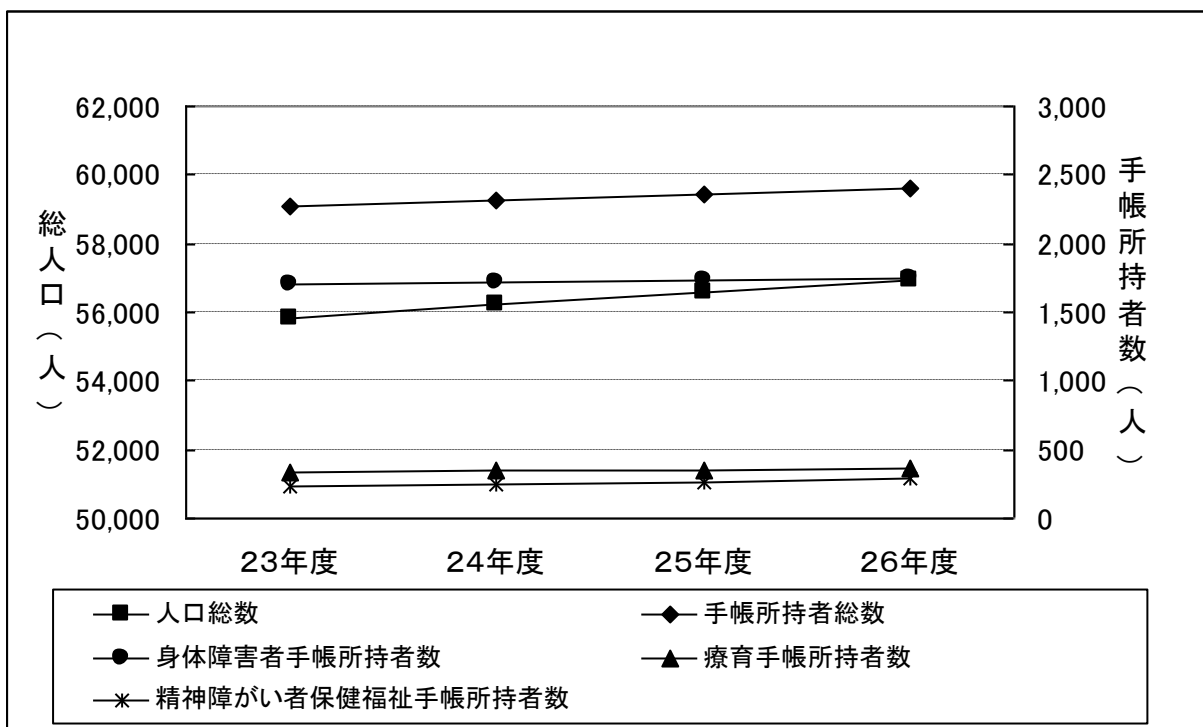
「第3次常滑市障がい者基本計画」では、平成26年度における総人口を56,951人と設定しており、同様に本計画における目標年次及び期間内の年度ごとの人口を設定しました(表1)。

また、障がい者手帳所持者数については、これまでの各障がい者手帳所持者数の推移を基に、目標年次及び期間内の年度ごとの予測数値を下表のとおり推計しました。

人口及び障がい者手帳所持者数の推計

(単位：人・%)

区 分		24年度	25年度	26年度
人 口 総 数		56,207	56,587	56,951
手 帳 所 持 者 総 数		2,312	2,355	2,397
対 人 口 比 率		4.11	4.16	4.21
内	身体障がい者手帳所持者数	1,717	1,730	1,743
	対 人 口 比 率	3.05	3.06	3.06
訳	療育手帳所持者数	345	356	366
	対 人 口 比 率	0.61	0.63	0.64
	精神障がい者保健福祉手帳	250	269	288
	対 人 口 比 率	0.44	0.48	0.51



第3章 障がい福祉サービス等の見込量

1. 移行数値目標

(1) 施設入所者^{*1}の地域生活への移行(身体障がい者、知的障がい者)

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定しました。

数値目標については、平成17年10月1日(基準日)の入所者数から地域生活移行者と新たな入所者も想定し、削減目標を入所者数5人(入所者数の19%)増加に留めることを目指します。また、地域への移行者数は7人(入所者数の26%)を目標としました。

項目	数値	備考
入所者数(A)	27人	平成17年10月1日現在(基準日)
平成26年度末の施設入所者数(B)	32人	平成26年度末時点の利用人員(※)
【目標値】 削減見込(A-B)	-5人 (-19%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	7人 (26%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

(※平成26年度末の施設入所者数には、児童福祉法の改正により平成24年度から障害者自立支援法の施設入所支援を利用することとなった18歳以上の障害児福祉施設利用者数は含んでいません。)

(目標値の考え方)

- 施設入所者数の削減数については、国の基本指針で「平成17年10月1日時点での施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定」することとされています。本市では、平成23年3月末現在の入所者数は30人と基準日である平成17年10月1日と比較してすでに3人増加しています。そこで、これまでの実績から平成23年4月1日から平成26年度末の4年間で6人の新規入所者と4人の退所者を見込み、平成26年度までの目標値を-5人、-19%としました。
- 地域生活への移行者数については、国の基本指針で「平成17年10月1日時点での施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ設定」することとされています。本市では、平成23年3月末までに3人がケアホーム等の地域生活に移行しており、これまでの実績や家族等の受け入れ状況により、今後4人が地域に移行すると見込み平成26年度末までの地域生活移行者数を7人と見込みました。

施設の入所状況(平成23年4月1日現在)

施設名	(所在地)	区分	入所者数
光道園ライフトレーニングセンター	(福井県)	施設	1人
ひかりのさとのぞみの家	(東浦町)	〃	3
希全の里	(豊川市)	〃	4
明和寮	(名古屋市)	〃	1
あしたの丘	(名古屋市)	〃	2
半田の里	(半田市)	〃	7
まどか	(東浦町)	〃	2
パスピ・98	(阿久比町)	〃	5
ルミナス	(稲沢市)	療護	1
シーサイド吉前	(豊橋市)	〃	1
ゆたか苑	(豊明市)	〃	1
小原寮	(豊田市)	更生	1
ハルナ	(安城市)	〃	1
計			30

(2)福祉施設*4利用者の一般就労への移行

平成26年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定しました。

就労移行支援などの障がい福祉サービスの利用を進める中で、福祉施設から2人の一般就労への移行を目指していきます。

項目	数値	備考
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	2人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(目標値の考え方)

- 国の基本指針では「平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定」することとされています。平成17年度の一般就労への移行者数は0人であったことから、これまでの実績を考慮して平成26年度の一般就労移行者数を2人としました。

福祉施設から一般就労への移行者数

平成18年度	3人
平成19年度	0人
平成20年度	0人
平成21年度	0人
平成22年度	1人

(3) 就労移行支援事業^{※5}の利用者数

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数値目標を設定しました。

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	174人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の 就労移行支援事業利用者数	5人 (3%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(目標値の考え方)

- ・国の基本指針では「平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定」とされていますが、平成23年度において知多半島圏域内に提供基盤はほとんどないため、平成23年度の福祉施設利用者数や、特別支援学校卒業者等で就労移行支援事業の対象と見込まれる者の数から算定しました。

(4) 就労継続支援(A型)事業^{※6}の利用者の割合

平成26年度末において、就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合を設定しました。

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業利用者数(A)	1人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業利用者数	66人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業利用者数(B)	67人	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A) / (B)	1.5%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

(目標値の考え方)

- ・国の基本指針では「平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定」とされていますが、平成23年度において知多半島圏域内に提供基盤がほとんどないため、平成23年度の福祉施設利用者数や、特別支援学校卒業者等で就労継続支援事業(A型)の対象と見込まれる者の数から算定しました。

※1「施設入所者」とは

国が、旧体系で長期の入所が常態化しているとした施設として地域生活移行の進行管理の対象とした、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、及び旧体系から新体系へ移行した障害者支援施設(訓練入所を除く)の入所者とします。

※2「受け入れ条件を整えば退院可能精神障がい者」とは

平成18年6月30日時点における愛知県の調査による退院可能精神障がい者数

※3「入院形態」とは

- ・措置入院……………自傷他害の恐れがあると認められた精神障がい者が入院する場合
- ・医療保護入院…医療及び保護のため入院が必要な精神障がい者が入院する場合
- ・任意入院……………自らの入院について同意する精神障がい者が入院する場合
(任意入院については、本人の意思により入院するため入院者数は把握しておりません。)

※4「福祉施設」とは

- ・身体障がい者施設…更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模授産所
- ・知的障がい者施設…更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・精神障がい者施設…生活訓練施設(援護寮)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・新体系施設…生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

※5「就労移行支援事業」とは

就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

※6「就労継続支援(A型)事業、就労継続支援(B型)事業」とは

- ・就労継続支援(A型)事業…通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- ・就労継続支援(B型)事業…通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

2. 自立支援給付

【見込量の算定方法及び実施に関する考え方】

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、障がい者のニーズ、利用者の伸び、今後の新たな利用が見込まれる精神障がい者や発達障がい者などを見込んだ上で、必要なサービス量を推計しました。なお、現在の利用実績がないもの、提供基盤のないサービスについても、障がい者のニーズ等により推計しました。

また、障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、計画策定の指針として、次の4点が掲げられていますが、市域においてサービス提供基盤が薄弱なものについて、市内において基盤整備が図られることが重要課題です。そのため、社会福祉法人、NPO法人等の民間活力を活用した新たなサービス事業所の参入が図られるように支援を行うとともに、知多半島圏域を中心とした広域の中で連携を図りながら基盤整備を行っていくとして算定しました。

- 必要な訪問系サービスを保障
- 希望する障がい者に日中活動サービスを保障
- グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会・NPOあかり等)

区分	第2期			第3期(本計画)(見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	50	51	52	52	53	54
延利用時間数(H)	10,351	10,868	12,566	10,940	11,320	11,700
見込量の 算出根拠	これまでの利用実績から推計した。					

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
延利用時間数(H)	0	0	0	0	0	0

(3) 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。(提供基盤:あつと等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	0	0	2	2	2	2
延利用時間数(H)	0	0	48	24	48	48
見込量の 算出根拠	これまでの利用実績から推計した。					

(4) 同行援護

視覚障がい者により移動に著しい困難をおもちの方に外出時における移動中の介護を行うサービスです。平成23年10月からできた新たなサービスです。(提供基盤:未定)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)				1	1	1
延利用時間数(H)				24	24	36
見込量の 算出根拠	今後の利用者数を見込み推計した。					

(5) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
延利用時間数(H)	0	0	0	0	0	0

(訪問系サービスの見込量確保のための方策は、障がい者基本計画20ページに掲載しています。)

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

(提供基盤:大曾更生園※等) ※「デイセンターおおそ」へ移行予定

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	36	35	69	76	82	97
延利用日数(日)	8,397	8,727	21,050	20,976	22,632	26,772
見込量の 算出根拠	現在の利用者数や特別支援学校卒業生数などを基礎に推計した。さらに、平成26年度において民間による新たなサービス事業所の参入を見込算定した。					

(2) 自立訓練(機能訓練/生活訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。また、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。(提供基盤:レインボーハウス等)

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	2	2	2	3	5	5
延利用日数(日)	330	273	504	828	1,380	1,380
見込量の 算出根拠	現在の利用者数から推計した。					

(3) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。(提供基盤:サンサン大府等)

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 前計画値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	0	0	6	2	4	5
延利用日数(日)	0	0	1,512	552	1,104	1,380
見込量の 算出根拠	特別支援学校卒業生等で就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数から推計した。					

(4) 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。(提供基盤:未定)

区分	第2期計画			第3期(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	0	0	0	0	1	1
延利用日数(日)	0	0	0	0	276	276
見込量の 算出根拠	提供基盤がほとんどないことから、B型で算定した。					

(5) 就労継続支援(B型)

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。(提供基盤: 梶間授産所※、レインボーハウス等) ※「ワークセンターかじま」へ移行予定

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	14	38	39	61	65	66
延利用日数(日)	2,703	4,074	10,166	16,836	17,940	18,216
見込量の 算出根拠	現在の利用者数を基礎に推計した。					

(6) 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。(提供基盤: 鈴鹿病院)

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	1	1	1	5	5	5
見込量の 算出根拠	現在の利用者数を基礎に推計した。(児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児福祉施設利用者で、平成24年度から障害者自立支援法に基づく療養介護を利用することになった分を含む。)					

(7) 短期入所

居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。(提供基盤:巣立ちの家、パスピ98等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	27	55	12	60	64	68
延利用日数 (日)	531	823	915	996	1,046	1,097
見込量の 算出根拠	これまでの利用実績と現在の利用者数及び伸びを基礎に推計した。					

(日中活動系サービスの見込量確保のための方策は、障がい者基本計画20～22ページに掲載しています。)

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

共同生活介護は、介護を要する知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。(提供基盤:こころ、えのきどホーム等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	24	23	24	31	31	35
見込量の 算出根拠	現在の利用者数に、今後サービス利用が見込まれる者の数を勘案し、平成26年度までに新たに2か所ケアホームを設置することに努める。					

(2) 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。(提供基盤:ひかりのさとのもみの家等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	25	25	31	30	32	32
見込量の 算出根拠	現在の利用者数及びこれまでの利用者数の変動を基礎に算定した。					

(居住系サービスの見込量確保のための方策は、障がい者基本計画22～23ページに掲載しています。)

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

サービス利用計画を作成しサービスの利用調整などを行うサービスです。障害者自立支援法の改正により、全ての障がい福祉サービスを利用する方に対し平成26年度までに作成する必要があります。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会相談支援事業所)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	0	0	4	50	100	200
見込量の 算出根拠	現在の障がい福祉サービス利用者数及び今後の利用者見込みを基礎に算定した。					

(2) 地域移行支援

入院中の精神障がい者や、福祉施設入所者に対し、住居の確保や福祉サービス体験利用等の外出に同行支援を行い、地域における生活に移行するための支援や相談を行うサービスです。平成24年度からできた新たなサービスです。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会相談支援事業所)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)				1	3	5
見込量の 算出根拠	施設入所者数等を基礎に算定しました。					

(3) 地域定着支援

単身で生活する障がい者や、家族の状況などにより同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態において相談支援を行います。平成24年度からできた新たなサービスです。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会相談支援事業所)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)				2	2	2
見込量の 算出根拠	地域生活への移行者数や単身で生活する支援が必要な障がい者等を基礎に算定しました。					

(相談支援の見込量確保のための方策は、障がい者基本計画26～28pに掲載しています。)

【自立支援給付のサービス見込量】

(年間見込量、()内は月分)

事業名	サービス内容	単位	平成22年度			平成23年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
			前計画値 (利用見込量)	実績値	達成率	前計画値 (利用見込量)	利用見 込量	実利用 者数	事業所 数	利用見 込量	実利用 者数	事業所 数	利用見 込量	実利用 者数	事業所 数
1. 訪問系サービス															
居宅介護	居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行う。	延利用時間数	12,462 (1,039)	10,868 (906)	87.2%	12,566 (1,047)	10,940 (911)	52	2	11,320 (943)	53	2	11,700 (975)	54	2
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護必要とする方に対して総合的な支援を行う。	延利用時間数	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動中の介護等を行う。	延利用時間数	24 (2)	6 (0.5)	25.0%	48(2)	24 (2)	2	0	48(4)	2	0	48(4)	2	0
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難をお持ちの方に、外出時の介護を行う。	延利用時間数					24(2)	1	0	24(2)	1	0	36(3)	1	0
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要度が著しく高い場合、居宅介護等を包括的に行う。	延利用時間数	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 日中活動系サービス															
生活介護	常時介護を必要とする方で、主に昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を行う。	延利用日数	16,063 (1,339)	8,727 (727)	54.3%	21,050 (1,754)	20,976 (1,748)	76	2	22,632 (1,886)	82	2	26,772 (2,231)	97	3
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者のリハビリや身体機能の維持・回復などを行う。	延利用日数	252(21)	9	3.6%	252(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者の生活能力の維持・向上などを行う。	延利用日数	0	264(22)	0%	252(21)	828 (69)	3	1	1,380 (115)	5	1	1,380 (115)	5	1
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う。	延利用日数	0	0	0%	1,512 (126)	552 (46)	2	0	1,104 (92)	4	0	1,380 (115)	5	0
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、事業所が雇用契約に基づき、就労の機会や生産活動等を行う。	延利用日数	0	0	0%	0	0	0	0	276 (23)	1	0	276 (23)	1	0
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行う。	延利用日数	3,110 (259)	4,074 (340)	131.0%	10,166 (847)	16,836 (1,403)	61	2	17,940 (1,495)	65	2	18,216 (1,518)	66	2
療養介護	医療を必要とする障がい者で、主に病院や施設で日常生活上の世話を行う。	実利用者数	1	1	100.0%	1	5	5	0	5	5	0	5	5	0
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、施設で短期間入所させ介護等を行う。	延利用日数	879(73)	823(69)	93.6%	915(76)	996 (83)	60	1	1,046 (87)	64	1	1,097 (91)	68	1
3. 居住系サービス															
共同生活援助	夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助を行う。	実利用者数	20	4	115.0%	24	31	31	2	31	31	2	35	35	2
共同生活介護	夜間に共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事の介護等を行う。	実利用者数		19											
施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を行う。	実利用者数	27	25	92.6%	31	30	30	0	32	32	0	32	32	0
4. 相談支援															
計画相談支援	サービス利用計画を作成し、サービスの利用の調整などを行う。	実利用者数	3	0	0%	4	50	50	1	100	100	1	200	200	1
地域移行支援	入所や入院している障がい者が地域生活に移行するための相談を行う。	実利用者数					1	1	1	3	3	1	5	5	1
地域定着支援	単身で生活する障がい者の相談に応じ緊急時の対応等を行う。	実利用者数					2	2	1	2	2	1	2	2	1

※平成22年度は実績値で表示し、平成23年度は前計画値のために、平成24年度以降の計画値とずれることがあります。

この計画では新体系のサービス(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)及び施設入所支援など)の見込量を計画しているため、旧体系のサービス量は含まれていません。そのため、施設の新体系への移行見込みに合わせて、これらのサービス見込量は増加します。常滑市厚生事業団(ワークセンターかじま、デイセンターおおそ)が平成24年度から新体系に移行することにより、生活介護や就労継続支援(B型)のサービス見込み量は平成24年度から増加しています。また、サービス見込量には、療養介護を除き児童福祉法の改正により18歳以上の障害児福祉施設利用者で平成24年度から障害者自立支援法に基づくサービスを利用することとなった分は含まれていません。

3. 地域生活支援事業

【 見込量の算定方法及び実施に関する考え方 】

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を効率的・効果的に実施します。さらに、障がい(児)者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる、地域社会の実現に寄与することを目的としているものです。

本市においては、次のとおり各事業について計画するもので、これら事業の実施については、自立支援給付事業の一部とともに、サービス基盤の整備が大きな課題です。なお、見込量の積算に当たっては支給上限額を設定しない考え方で、利用意向及び実績を基に積算しました。

1. 相談支援事業

過去の相談実績を踏まえ、年間の相談延件数を見込んだものです。常滑市社会福祉協議会に委託し実施します。(平成20年度までは、障がい種別に専門性が求められることから、身体・知的障がいの相談支援については常滑市社会福祉協議会に委託し、精神障がいの相談支援については、社会福祉法人「共生福祉会」に委託をしていましたが、平成21年度より相談支援専門員を増加し、精神障がいの相談支援についても常滑市社会福祉協議会に委託し、全障がいの相談業務が市域で対応可能になりました。)

相談支援事業のうち成年後見人制度利用支援事業については、「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」に委託します。また、住宅入居等支援事業については利用者の動向により対処します。

地域自立支援協議会については平成19年8月に設置し、平成22年度は自立支援協議会を2回、作業部会を8回(自立支援協議会と同時開催を含む)開催しました。新たなグループホームづくりや精神に障がいを持った方へのアンケートについて検討を行い、グループホーム見学会や福祉フォーラムを開催し多くの参加者がありました。福祉フォーラム開催後には、精神障がいをお持ちの当事者と、関心のある人が集まる「はんぼの会」が結成され活動しています。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会相談支援事業所)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般相談 延件数(件)	2,955	3,229	4,158	3,435	3,469	3,486
基幹相談支援 センター設置※1				検討	検討	検討
相談支援機能強 化事業 (職員配置数)	2	2	2	2	2	2
地域自立支援 協議会 (設置数)	1	1	1	1	1	1
住宅入居等 支援事業	-	-	-	検討	-	-
成年後見制度利 用支援事業延利 用件数(件)※2	12 〔1〕	24 〔2〕	48 〔-〕	36 〔3〕	48 〔4〕	48 〔4〕
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績及び今後利用件数の伸びを基礎に推計した。					

※1 基幹相談支援センター:地域における総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する。

※2 〔〕内は実利用者数。また、前計画では実利用者数は見込みませんでしたので、平成23年度は一で表示しています。

2. コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業です。

サービス提供基盤の育成に努め、ボランティアとの連携を強化します。また、手話通訳者設置事業は窓口等に手話通訳者を常駐するものですが、派遣事業で対応していきます。(提供基盤:知多地区聴覚障害者支援センターいるかの家、愛知県身体障害者福祉団体連合会)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設 置事業	-	-	-	-	-	-
手話通訳者派 遣事業延利用 件数(件)※	16 〔3〕	5 〔2〕	32 〔-〕	24 〔4〕	36 〔6〕	48 〔8〕
要約筆記者 派遣事業 延利用件数※	0	0	6 〔-〕	1 〔1〕	2 〔1〕	3 〔1〕
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績及び今後利用者数の伸びを基礎に推計した。					

※ 〔〕内は実利用者数。また、前計画では実利用者数は見込みませんでしたので、平成23年度は一で表示しています。

3. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付見込件数を積算したもので、障がいの多様化により必要とされる用具が増えているため、給付品目の充実を検討します。(提供基盤:各事業所)

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値※	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・支援用具	5	3	—	4	4	5
自立生支援用具	7	9	—	9	10	11
在宅療養等支援用具	3	2	—	3	3	4
情報意思疎通用具	8	13	—	15	16	17
排泄管理支援用具	323	354	—	372	382	389
住宅改修	0	0	—	2	2	3
延利用件数 (件)	346	381	322	405	417	429
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績及び今後利用件数の伸びを基礎に推計した。					

※ 前計画では種目別の件数は見込みませんでしたので、平成23年度の種目別の前計画値は—で表示しています。

4. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、地域での自立した生活や社会参加促進を目的に外出支援のためヘルパーを派遣する事業です。延べ利用見込み時間数を算定し、要望の多い社会参加活動等の需要にも対応できる基盤整備に努めます。車両移送型は、平成19年度より常滑市社会福祉協議会が障がい者社会参加促進支援事業として、自動車での送迎を月2回まで無料で実施しています。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会、あかり等)

区分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個別支援型 延利用時間数(H)	2,612	2,608	2,374	2,665	2,688	2,712
グループ支援型 延利用時間数(H)	485	431	661	460	510	560
個別・グループ支援 実利用者数(人)※	58	62	—	64	66	68
車両移送型 延利用回数(回)	291	300	182	360	372	384
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績及び今後利用者数の伸びを基礎に推計した。					

※ 前計画では実利用者数は見込みませんでしたので、平成23年度の実利用者数は—で表示しています。

5. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの利用見込者数を算定しました。社会福祉協議会が運営する地域活動支援センター「ほっと」で、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの幅広い事業を行っていきます。また、精神障がい者の地域活動支援センター

については、社会福祉法人「共生福祉会」が運営する「ひろばわっぱる」の利用も可能な体制を維持します。(提供基盤:常滑市社会福祉協議会、共生福祉会)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業 (一日平均 利用者数)	16	19	20	20	20	20
I 型 (//)	16	19	20	20	20	20
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績を基礎に推計した。					

※基礎的事業:創作的活動・生産活動の機会の提供を行う。

I 型:1日あたり実利用人数 20人以上 基礎的事業職員の他1名以上配置 2名常勤

6. その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により自宅で入浴サービスを提供する事業です。(提供基盤:委託事業所)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用回数 (回)	297	320	336	330	340	342
見込量の 積算根拠	現在の利用者数を基礎に推計した。					

(2) 更生訓練費給付事業

社会復帰の促進を図ることを目的に、就労移行支援事業等を利用している方に更生訓練費を支給する事業です。

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数 (人)	25	0	36	24	48	60
見込量の 積算根拠	現在の利用者数及び今後の伸びを基礎に推計した。					

(3) 知的障がい者職親委託制度

知的障がい者を事業経営者等の私人(職親)が生活指導及び技能習得訓練等を行い雇用の促進を図る制度であり、積極的に職親の登録や障がい者の委託を推進していきます。

(提供基盤:各職親)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数 (人)	49	72	84	48	72	84
見込量の 積算根拠	現在の利用者数及び今後の伸びを基礎に推計した。					

(4) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中、障がい児や障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に
適応するための日常的な訓練などを行う事業である。共働き世帯の増加や家庭環境により放
課後や長期休暇中の障がい児の利用者数は増加している状況です。(提供基盤:常滑市社
会福祉協議会、ひまわり等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用回数 (回)	2,194	2,682	336	3,000	3,108	3,144
見込量の 積算根拠	これまでの利用実績と今後の伸びを基礎に推計した。					

(5) 生活サポート事業

介護給付支給決定の対象者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活
に支障を来すおそれのある方に対し、ヘルパーを派遣し必要な支援を行う事業です。(提供
基盤:常滑市社会福祉協議会等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数 (人)	0	0	12	12	12	12
見込量の 積算根拠	各年 1 人利用するとして推計した。					

(6) 社会参加促進事業

障がい者が地域で気軽に文化やスポーツ活動に参加できる教室を開催したり、福祉タク
シー料金を助成する等、障がい者の社会参加を促進するための事業です。(提供基盤:各団
体、ほっと、あかり等)

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
スポーツ教室開催 事業参加人数 (人)	388	438	36	720	720	720
芸術文化講座開 催事業参加人数 (人)	291	203	240	240	240	240

区 分	第2期計画			第3期計画(本計画) (見込)		
	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 23 年度 前計画値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
点字声の広報発行事業発行回数(回)	12	12	12	12	12	12
自動車運転免許取得助成事業利用件数(件)	2	2	2	2	2	2
自動車改造助成事業利用件数(件)	4	3	4	5	5	5
福祉タクシー料金助成事業延利用件数(件)	1,625	1,614	4,000	1,700	4,428	4,428
見込量の積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ等教室開催等事業は、地域活動支援センター「ほっと」のヨガ教室などや、「心身障害児(者)親の会」が行っているスポーツ教室の参加者見込数を算定した。 ・芸術・文化講座開催等事業は、「NPO法人あかり」が行っている「さをり織り教室」の参加見込者数を算定した。 ・福祉タクシー料金助成事業は、平成25年までに知的障がい者B判定・精神障がい者2級も対象になるように努める。 					

【地域生活支援事業実施計画】

事業名	実施年度				実施方法	利用者負担
	23	24	25	26		
1. 相談支援事業						
(1) 一般相談	○	○	→	→	委託(社協)	無料
(2) 相談支援機能強化事業	○	○	→	→	委託(社協)	無料
(3) 基幹相談支援センター設置※1	—	検討	→	→	状況を踏まえ検討	—
(4) 地域自立支援協議会	○	○	→	→	単独設置	—
(5) 住宅入居等支援事業	—	検討	→	→	利用状況により実施	無料
(6) 成年後見制度利用支援事業	○	○	→	→	委託(知多地域成年後見センター)	無料
2. コミュニケーション支援事業						
(1) 手話通訳者設置事業	—	—	—	—	派遣事業と一体的に対応	
(2) 手話通訳者派遣事業	○	○	→	→	委託(いるかの家)	無料
(3) 要約筆記者派遣事業	○	○	→	→	委託	無料
3. 日常生活用具給付等事業	○	○	→	→		1割
4. 移動支援事業						
(1) 個別支援型	○	○	→	→	指定	1割
(2) グループ支援型	○	○	→	→	指定	1割
(3) 車両移送型	○	○	→	→	指定(社協)	1割
5. 地域活動支援センター ※2						
(1) 基礎的事業	○	○	→	→		一部1割
(2) I型	○	○	○	○		
6. 福祉ホーム事業	—	検討	→	→	状況を踏まえ検討	—
7. 訪問入浴サービス事業	○	○	→	→	委託	1割
8. 更生訓練費給付事業	○	○	→	→		無料
9. 知的障がい者職親委託制度	○	○	→	→	職親への委託	無料
10. 日中一時支援事業	○	○	→	→	指定	1割
11. 生活サポート事業	○	○	→	→	指定	1割
12. 社会参加促進事業						
(1) スポーツ等教室開催等事業	○	○	→	→	各団体・機関との連携	—
(2) 芸術・文化講座開催等事業	○	○	→	→	各団体・機関との連携	—
(3) 点字・声の広報等発行事業	○	○	→	→	声の広報実施	無料
(4) 奉仕員養成研修事業	○	検討	→	→		—
(5) 自動車運転免許取得助成事業	○	○	→	→		—
(6) 自動車改造助成事業	○	○	→	→		—
(7) 福祉タクシー料金助成事業	○	○	→	→		—

※1 基幹相談支援センター 地域における総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する。

※2 地域活動支援センター

基礎的事業 創作的活動・生産活動の機会の提供を行う。

I型 1日あたり実利用人数 20人以上 基礎的事業職員の他1名以上配置 2名常勤

【地域生活支援事業の見込量】

(年間見込量、()内は月分)

事業名	単位	22年度 (実績値)	23年度 (前計画値)	24年度	25年度	26年度
1. 相談支援事業						
(1) 一般相談※	延件数	3,229(269)	4,158(347)	3,435(286)	3,469(289)	3,486(291)
(2) 相談支援機能強化事業	配置職員数	2	2	2	2	2
(3) 基幹相談支援センター設置	—	—	—	検討	—	—
(4) 地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1
(5) 住宅入居等支援事業	延件数	—	—	検討	—	—
(6) 成年後見制度利用支援事業	延件数	24	48	36(6)	48(4)	48(4)
2. コミュニケーション支援事業						
(1) 手話通訳者設置事業	延利用時間数	—	—	—	—	—
(2) 手話通訳者派遣事業	延利用件数	5(0.4)	32(3)	24(2)	36(3)	48(4)
(3) 要約筆記者派遣事業	延利用件数	0	6	1	2	3
3. 日常生活用具給付等事業	延件数	381(32)	322(27)	405(34)	417(35)	429(36)
4. 移動支援事業						
(1) 個別支援型	延利用時間数	2,608(217)	2,374(198)	2,665(222)	2,688(224)	2,712(226)
(2) グループ支援型	延利用時間数	431(36)	661(55)	460(38)	510(42)	560(46)
(3) 車両移送型	延利用回数	300(25)	182	360(30)	372(31)	384(32)
5. 地域活動支援センター事業						
(1) 基礎的事業	一日平均利用数	16	20	20	20	20
(2) I型	一日平均利用数	16	20	20	20	20
6. 福祉ホーム事業	—	—	—	検討	—	—
7. 訪問入浴サービス事業	延利用回数	320(27)	336(28)	330(27)	340(28)	342(29)
8. 更生訓練費給付事業	延利用者数	0	36(3)	24(2)	48(4)	60(5)
9. 知的障がい者職親委託制度	延利用者数	72(6)	84(7)	48(4)	72(6)	84(7)
10. 日中一時支援事業	延利用回数	2,682(224)	282(24)	3,000(250)	3,108(259)	3,144(262)
11. 生活サポート事業	延利用者数	0	12(1)	12(1)	12(1)	12(1)
12. 社会参加促進事業						
(1) スポーツ等教室開催等事業	参加人数	438(36)	36	720(60)	720(60)	720(60)
(2) 芸術・文化講座開催等事業	参加人数	203	240	240(20)	240(20)	240(20)
(3) 点字・声の広報等発行事業	発行回数	12(1)	12(1)	12(1)	12(1)	12(1)
(4) 奉仕員養成研修事業	参加人数	0	—	検討	—	—
(5) 自動車運転免許取得助成事業	件数	2	2	2	2	2
(6) 自動車改造助成事業	件数	3	4	5	5	5
(7) 福祉タクシー料金助成事業	延利用件数	1,614(135)	4,000(333)	1,700(141)	4,428(369)	4,428(369)

※一般相談の件数は相談支援機能強化事業の件数も含まれます。

第4章 見込量の確保のための方策

サービスの見込量の確保のためには、サービス提供基盤の整備が課題であり、合わせて相談事業等におけるケアマネジメントを担う専門職員、心理カウンセラー等の人材確保が重要です。さらに、ホームヘルパーや手話奉仕員、要約筆記者などの人材育成支援に努めなければなりません。

また、一般市民は無論、障がいのある人相互においても、精神障がいを始めとして、障がいに対し正しく理解することが大切です。そのため情報の提供や啓発・広報活動を更に充実する必要があります。

【 サービス基盤整備 】

既存のサービス基盤である市厚生事業団、社会福祉協議会などの機能を充実させるとともに、民間活力を活用した新たなサービス事業者の参入が図られるよう支援を行っていく必要があります。また、障がい者ニーズが高い短期入所、居宅介護、移動支援、共同生活介護の各事業について、充分とは言えず幅広い視点から検討する必要があります。さらに、発達障がい者を対象としたサービス提供においては近隣市町と広域的な対応、整備のため連携を図ることが必要です。

【 人材の確保 】

障がい者サービスの専門員を確保することもさることながら、ボランティアを養成するなど地域で支援する体制の確保を図る必要があります。また、コミュニケーション支援の充実として手話奉仕員や要約筆記者の養成講座を実施し、人材の確保にも努めていきます。

【 啓発と広報活動 】

計画目標の達成に向けて、地域全体で障がい者を支えることが必要です。そのため広く障がいに対する理解を深めるために知識の普及啓発や交流事業など諸活動を推進します。併せて、関係者のネットワークの構築・強化が重要です。その意味では、相談支援体制の整備が鍵になり、その核心は地域自立支援協議会であると考えます。自立支援協議会による計画策定後の執行管理、評価を図ります。